

# コーポレート・ガバナンス体制

誠実・公正・透明な経営管理インフラとして、  
コーポレート・ガバナンス、内部統制システムなどの充実強化に努めています。

## コーポレート・ガバナンスの基本的な取り組み

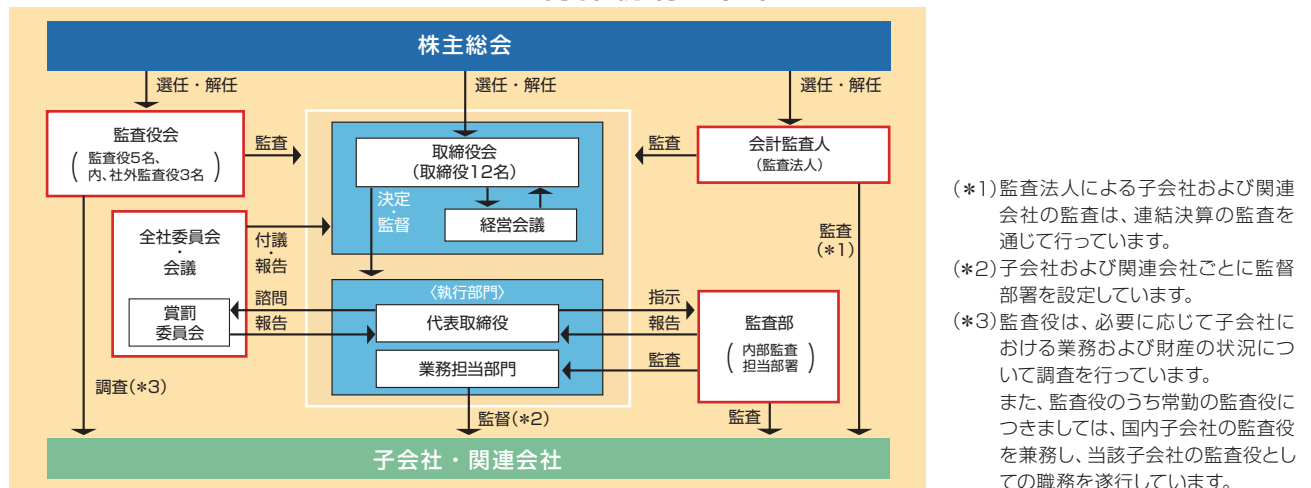
当社は、経営執行については定時取締役会(毎月開催)および臨時取締役会(随時開催)において、重要事項の決定と職務執行の監督を行っています。また、取締役会をはじめとする経営上の意思決定を効率的に行うための経営会議やコンプライアンスの徹底、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を目的とした企業行動倫理特別委員会、安全保障貿易管理委員会、環境保全委員会、総合予算委員会など、重要な業務事項の審議を行う全社委員会・会議を設置しています。

監査役監査については、監査役会において年度毎に監査方針を策定し、この方針に基づいて随時実施されています。監査は、取締役の職務執行だけでなく、内部統制面におけるリスク管理やコンプライアンスなどを対象に幅広い視点から行われ、その結果を踏まえて、代表取締役および必要に応じて他の執行部門に対して監査意見が表明されています。なお、当社は監査体制の一層の強化を目的として、常任監査役制度を採用しています。

会計監査については、監査役と会計監査人との協議を経て監査方針が策定され、この方針に基づいて監査が実施されています。また、監査役が会計監査人から会計監査にかかる報告・説明を受ける場を随時設けており、監査役と会計監査人が連携して監査にあたることとしています。

また、内部監査については、監査部が、年度毎に内部監査計画を策定し、この計画に基づいて監査を実施しています。監査は、業務担当部門および子会社における業務執行状況を対象に実施しています。

### ●コーポレート・ガバナンスおよび内部統制の仕組み (2011年6月29日現在)



## 内部統制システム整備・運用の取り組み

当社は、会社法をはじめとする関係法令の定めに基づき、2006年5月開催の取締役会において、内部統制システムの構築に向けた基本方針を決議いたしました。当社は、この方針のもとで、誠実・公正・透明な企業経営の前提となる内部統制システムの整備に取り組んでいます。

また、2007年10月に山陽特殊製鋼グループの内部統制システムを評価する体制として、監査部を設置し、2008年度から義務付けされた金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」の構築・運営に取り組んでいます。2008年4月には、グループを横断する会議体として内部統制管理部会を設置いたしました(2010年度開催実績:4回)。財務報告に係るリスク対応、関連情報の共有、教育要領の協議など、財務報告の適正性を担保する内部統制システムのさらなる充実に取り組んでいます。